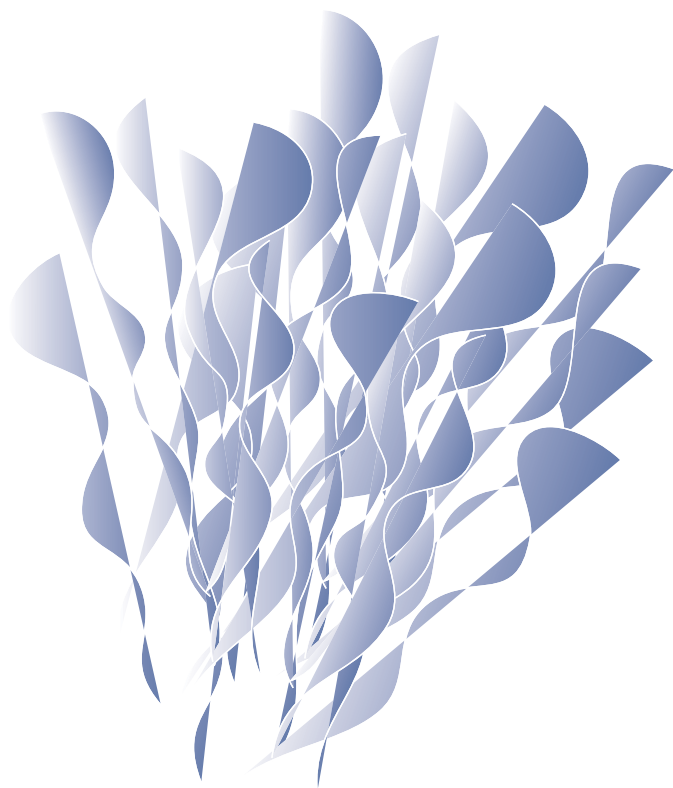


改訂 保育者が学ぶ

子ども家庭支援論

植木信一 編著

小川 晶・角張慶子・白取真実・竹並正宏
梨本竜子・野島正剛・橋本景子・廣井茂道
義永睦子・渡邊 彩 共著



建帛社
KENPAKUSHA

ま え が き

読者の皆さんは、「子ども」や「家庭」を「支援」する方法に関して、さまざまな認識をもっていることだろう。そのため、このテキストは、子ども家庭支援に対する多様なアプローチに応えられるよう編集を心がけている。

本書の前身は「家族援助論」，「家庭支援論」のテキストとして出版，改訂されてきたものである（初版2010年）。このたび2019年度実施の保育士養成課程により科目名が「子ども家庭支援論」に変更され，内容も改められたことに伴い，その対応テキストとして，稿を改め，発行するものである。

筆者は第1章において，子ども家庭支援とは「支援を必要とする子ども家庭に働きかけて，当該子ども家庭に必要な生活上の機能や役割が円滑に果たされるよう，また回復できるよう支援すること」と定義した。子ども家庭の構成メンバーだけでは解決できない場合，彼らは第三者の支援を必要とすることになるだろう。その場合の社会的な行為が，子ども家庭支援における諸施策として具現化されるのである。つまり，子ども家庭支援は「子ども家庭の生活上のセーフティ・ネット」としての機能をも果たすことになる。

もし，子ども家庭支援を必要とする人たちが当該地域に存在し，緊急な支援を必要としているのであれば，私たちは，マンパワーとしてそれに応える専門的力量を備えておく必要があるのではないだろうか。そのマンパワーの活躍の場が多岐に渡るものであるとすれば，子ども家庭支援の仕組みそのものが，多様ななかかわりの中で機能することを意味する。

結果的に，子ども家庭支援論を学ぼうとする者がマンパワーとして実践する中で，「子どもや家族にかかわる実践をすることができて，本当によかった」と実感してほしいと願うのである。

多様な専門分野の執筆陣によって構成されたこのテキストには，そのような想いが込められている。そしてその執筆陣の努力に感謝を申し上げたい。

最後に、この企画の構想を私たち執筆陣に提案していただき、専門分野の異なる執筆陣を辛抱強くまとめてくださった建帛社の宮崎潤氏には、心より感謝を申し上げる。

2019 年 3 月

編 者 植木 信一

改訂にあたって

国の子ども家庭支援の動向が新たな局面を迎えている。2023（令和5）年4月、厚生労働省等から子ども家庭施策が分離され、「こども家庭庁」が発足した。また、こども家庭庁の発足と同時に「こども基本法」が施行され、「こども」についての定義や権利、施策について定められた。その他、児童福祉法など子ども家庭支援に関連する法令の改正が進められた。

この、こども家庭庁のキャッチフレーズが「こどもまんなか社会」の実現である。すなわち、すべての子どもや若者が、児童福祉法、こども基本法、児童の権利に関する条約等の精神をふまえ、生涯にわたる人格形成の基礎を築きながら自立した個人として健やかに成長でき、心身の状況や置かれた環境等にかかわらず幸せな状態（ウェルビーイング）で生活できる社会のことである。

これらを受けて、このたび本書の改訂版を発行することとした。施策・法令への対応のみならず、巻末の事例集もテーマをそのままに時代に即した形で内容を一新し、統計データ等の更新を行うなど、最新の情報を盛り込んだテキストになるよう編集を心がけた。

本書が学生のみならず、子ども家庭支援の現場スタッフにもご活用いただければ幸いである。

2024 年 3 月

編 者 植木 信一

も く じ

第1章 子ども家庭支援の意義と役割

1——子ども家庭支援の意義と必要性	1
1 子ども家庭支援のための新たな仕組み／1	2
2 子どもの育ちを支援する／3	
3 子どもの自立を支援する／4	
2——子ども家庭支援の目的と機能	5
3——子ども家庭支援の現状と課題	7
1 子ども家庭支援の社会的課題／7	
2 児童福祉法の理念からみる子ども家庭支援の現状／9	
4——保育所保育指針等に見る子ども家庭支援	11
1 養護に関する基本的事項／12	2
2 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿／13	
3 保育の内容・小学校や家庭との連携／13	4
4 健康・安全／15	
5 子育て支援／15	

第2章 子ども家庭支援の視点

1——子どもを含めた「家庭」を支援するということ	17
1 現代家庭の状況／17	2
2 子育て支援をめぐる動き／18	
3 子育て課題の背後にあるもの／19	
2——施策から実践への枠組み	20
1 児童の権利に関する条約／20	2
2 子どもを理解する視点／22	
3 親族的社会的支援／23	4
4 家庭と社会化／24	
3——家族関係と子ども家庭支援の方法	25
1 子育て家庭を支援する基本的視点／25	
2 親子を支えともに育つ、地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）／25	
3 子ども虐待への対応（チャイルド・マルトリートメント）／27	
4 子ども家庭支援の方法（エコマップ）／28	5
5 子ども家庭支援へのネットワーク／29	

第3章 保育者による子ども家庭支援の意義と基本

1——保育の専門性を生かした子育て家庭への支援とその意義	32
1 保育者による子育て家庭への役割／32	2
2 保育者による子育て支援の意義／33	
3 子育て家庭への支援の難しさ／34	4
4 保育の専門性を生かした支援／35	
2——保育者に求められる基本的態度	37

- ① 子どもの育ちと喜びの共有／ 37 ② 保育者に求められる基本的事項／ 42
 ③ 家庭の状況に応じた支援／ 43

第4章 子ども家庭支援のための法制度と社会資源

1——法制度・社会資源（関係機関）を学ぶ意味	46
① なぜ法制度や社会資源（関係機関）について学ぶのか／ 46 ② 法を活かす／ 46	
2——法 制 度	47
① 法制度と子ども家庭支援／ 47	
② 保育所保育指針，幼稚園教育要領等と子ども家庭支援／ 54	
3——主な社会資源（関係機関）	56
① 福祉事務所／ 56 ② 児童相談所／ 56	
③ 家庭児童相談室／ 57 ④ 保健所・市町村保健センター／ 57	
⑤ 児童福祉施設・児童家庭支援センター／ 57 ⑥ こども家庭センター／ 57	
⑦ 児童委員・主任児童委員／ 58 ⑧ 市町村（要保護児童対策地域協議会）／ 58	
⑨ インフォーマルな社会資源／ 58	
4——子育て支援における社会資源との連携	59
① 社会資源との連携／ 59 ② 社会資源をつくる／ 59	

第5章 子育て支援サービスの意義と実際

1——子育て家庭支援サービスの必要性	60
① 子育て家庭の現状と課題／ 60 ② 未来を見すえた子育て・子育て社会／ 63	
2——子育て支援サービスの意義	63
① 子育ての負担感を軽減することの意味／ 63 ② 切れ目のない支援の重要性／ 64	
③ 子育てをしながら働ける環境／ 66	
3——子育て支援・次世代育成支援に関する法制度・プランの沿革と内容	67
① 子育て支援事業の立ち上げ—1990年代／ 67	
② すべての子育て家庭への地域での支援—2000年代／ 67	
③ 子育て支援者の視点を取り入れ地域の事情に応じた子ども・子育て支援—2010年代／ 68	
④ 2020年代／ 68	
4——子育て支援サービスの内容	69
① 子育てに関する総合的な相談支援機関／ 69	
② 子育てサポート・親子の交流・親子の関係形成支援／ 69	
③ 子どもの居場所／ 70 ④ アウトリーチ型支援・ハイリスク家庭への支援／ 71	
⑤ 障がい児とその家族への支援／ 72 ⑥ 子育て家庭への経済的支援／ 72	

5——育まれる親の環境としての保育者 73

第6章 保育の場における日常的な子ども家庭支援

1——保育・教育施設での日常生活における支援 76

- ① 保育所・幼稚園・認定こども園とは／ 76
- ② 保護者の想いと保育者の支援／ 77
- ③ 保育の場における支援の内容／ 78
- ④ 保育の場における支援の方法／ 81

2——放課後児童クラブにおける支援 84

- ① 放課後児童クラブとは／ 84
- ② 放課後児童クラブにおける支援の内容とその方法／ 86
- ③ 幼児期から学齢期への相談内容の変化／ 87

第7章 地域子育て支援活動における子ども家庭支援

1——地域子育て支援における子ども家庭支援 88

- ① 地域子育て支援拠点事業とは／ 88
- ② 利用者からみた地域子育て支援／ 90
- ③ 保育者に求められること／ 92

2——地域における多様な子ども家庭支援 94

- ① 地域における子ども家庭支援／ 94
- ② 地域で子育てを支えるとは—保育者に求められること—／ 94

第8章 対象別にみた子ども家庭支援

1——障がいのある子どものケースへの対応 98

- ① 入園時に障がいがある子どもと家族への支援
—肢体不自由、視覚・聴覚の障がいなど—／ 98
- ② 入園後に障がいの心配が出てきた子どもと家族への支援
—知的障がい、発達の遅れや偏りが懸念される子どもなど—／ 101

2——要保護児童への対応 103

- ① 保育者としての要保護児童のケースへの対応とは／ 103
- ② 虐待の心配がある子どもとその家族への支援／ 104
- ③ 関係機関との連携をとる／ 106
- ④ 保育者間の連携を密にする／ 108

3——さまざまな形の家庭への支援—ひとり親家庭、再婚家庭など— 109

- ① ひとり親家庭、再婚家庭（ステップファミリー）の悩み／ 109
- ② 子どもおよび子ども集団への配慮／ 110
- ③ 保護者および保護者集団への支援と配慮／ 111

4——多文化化への対応 111

- ① 外国につながる子どもや保護者の悩み／ 111
- ② 子どもおよび子ども集団への配慮／ 112
- ③ 保護者および保護者集団への支援と配慮／ 113

第9章 子ども家庭支援のためのソーシャルワーク

1——ソーシャルワークの実践方法	115
1 ソーシャルワークの視点／115	
2 ソーシャルワークの原則／115	
3 「バーステックの7原則」を実践で活用する／116	
2——ソーシャルワークのプロセス	118
1 援助の開始期／118	
2 援助の展開期／121	
3 援助の終結期／123	
3——保育現場の固有性	124
1 子ども・保護者のラポール形成／124	
2 ラポール形成と自己開示／125	

第10章 子ども家庭支援のためのカウンセリングマインド

1——対人関係の基本	127
1 家庭／127	
2 カウンセリングマインド／129	
3 自分を知る／130	
2——保育者による子ども家庭支援	131
1 子ども家庭支援のためのカウンセリング技法／131	
2 保育者として心がけること／135	
3——大切な心理的ケア	136
1 揺れる親の心／137	
2 支援時の留意点／138	
3 心理的ケアの実際／140	

子ども家庭支援に役立てる事例集

事例1 保育所の登園をしぶる子どもへの対応	144
事例2 保育所の登園をしぶる「子ども」の心の理解	146
事例3 相談を受ける際に必要な姿勢と課題把握	148
事例4 新人保育士と保護者とのかかわり	150
事例5 育休からの復職と保育所入所のモヤモヤ期への支援	152
事例6 次々と質問を繰り返す保護者への対応	154
事例7 子どものけんかと保護者同士の関係	156
事例8 保護者と子どもの気持ちのずれ	158
事例9 子どもの障がい認めたくない保護者	160
事例10 自閉傾向のある子どもと保育所のトイレ	162

第

1

章

子ども家庭支援の意義と役割

1——子ども家庭支援の意義と必要性

子ども家庭支援とは、支援を必要とする子ども家庭に働きかけて、当該子ども家庭に必要な生活上の機能や役割が円滑に果たされるよう、また回復できるよう支援することを目的とする。

そのために、子ども家庭の構成メンバーが自ら生活上の機能や役割を果たせるよう支援し、それによって果たせない場合においても、保護者に代わって子ども家庭支援を果たす機能をもっている。つまり、子ども家庭支援は、子ども家庭の生活上のセーフティ・ネットとしての機能を果たすという意義をもつ。

1 子ども家庭支援のための新たな仕組み

国は、子ども家庭支援のためのセーフティ・ネットとしての役割を果たすことが必要である。これまで児童福祉法等により、子ども家庭支援を進めてきたが、国の責務等を一層明らかにし、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう新たな仕組みを構築することになった。

その1つが、こども基本法の制定である。子ども施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども施策を総合的に推進するため、2022（令和4）年6月に、こども基本法を制定し、2023（令和5）年4月より施行している。本法では、「こども」の定義を「心身の発達の過程にある者」（第2条第1項）とし、幅広くその対象を規定しているところに特徴がある。また、国が推進すべき「こども施策」（第2条第2項）を以下の3つに整理している。

- (1)新生児期，乳幼児期，学童期および思春期の各段階を経て，大人になるまでの心身の発達過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- (2)子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため，就労，結婚，妊娠，出産，育児等の各段階に応じて行われる支援
- (3)家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

また、「全てのこどもについて，その年齢及び発達程度に応じて，自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」（第3条）や，「全てのこどもについて，その年齢及び発達程度に応じて，その意見が尊重され，その最善の利益が優先して考慮されること」（第3条）などを基本理念としていることから，子どもの権利を重視していることがわかる。さらに，国および地方公共団体は，これら子どもの意見を反映させたこども施策を策定することになっている（第11条）。

新たな仕組みの2つ目が，こども家庭庁の設置である。これまで文部科学省，厚生労働省と内閣府にまたがっていた子ども家庭支援の仕組みを，2023（令和5）年4月に内閣府の外局として一元化したものが，こども家庭庁である。

こども家庭庁には，こども家庭審議会が置かれ，こども施策に必要な事項を内閣総理大臣に諮問することになっている。2023年4月21日には，内閣総理大臣の諮問（第1号）があり「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について」検討を進めることになった。

こども家庭審議会には，3つの分科会と，8つの部会があり，それぞれ具体的な事項について審議が進められている。

【分科会】 ①子ども・子育て支援等分科会，②児童福祉文化分科会，③成育医療等分科会

【部会】 ①基本政策部会，②幼児期までのこどもの育ち部会，③こどもの居場所部会，④科学技術部会，⑤社会的養育・家庭支援部会，⑥児童虐待防止対策部会，⑦障害児支援部会，⑧こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会

新たな仕組みの3つ目が、「こども大綱」の制定である。これまで別々に作成・推進されてきた「子供の貧困対策に関する大綱」「少子化社会対策大綱」および「子供・若者育成支援推進大綱」の3つを1つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものが「こども大綱」である。

2023（令和5）年12月には、「こども大綱」のほかに「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」および「こどもの居場所づくりに関する指針」が、それぞれ閣議決定され、政府が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けた、今後5年程度の子ども施策の基本的方針が示されることとなった。

また、こども基本法には、「こども大綱」に基づいて「都道府県こども計画」を策定するよう努力義務が定められ、さらに「こども大綱」および「都道府県こども計画」をふまえて「市町村こども計画」を策定する努力義務が定められていることから、今後は自治体レベルでの議論が進められることになる。

2 子どもの育ちを支援する

子どもは、年齢とともに、その取り巻く環境条件を複雑化させ、コミュニケーション関係も拡大せざるを得なくなってくる。そうしたコミュニケーション関係の急激な拡大にうまく対応できず、子ども自身がコントロールを失ってしまうことがある。もし、子どもがコミュニケーション関係の拡大に対応できないまま、子ども期を過ごさざるを得ないとしたら、自立のきっかけさえも失ってしまうことにもなりかねないだろう。

また、さまざまな種類の性質をもつ人々とのかかわりは、人間関係を醸成する場にもなれば、反面、葛藤の場ともなるだろう。いずれにしても子どものコミュニケーション関係を広げ、社会性を獲得する上できわめて重要である。

つまり、子ども自身にコミュニケーション能力がないのではなく、潜在化したまま十分に発揮できない状態で葛藤している状態にあると解釈することができる。したがって、多様な経験を積み重ねることによって、本来子どもが潜在的にもっているコミュニケーション能力を顕在化させ、その力をもって自ら育

つことができると考えることができる。

子どもの抱える課題やコミュニケーション能力の獲得に必要な経験を家庭のみで保障することが困難な場面にこそ、子ども家庭支援の専門的な機能やシステムが必要とされるのである。

3 子どもの自立を支援する

子どもでさえも、ストレスや自己葛藤を抱えながら生活しているものである。一般的には、そうした感情を自分自身でコントロールする術^{すべ}をもつことでストレスを解消し、感情と健康のバランスを保つことができる。

ところが、そうしたバランスが崩れたり、自己葛藤を抱えたまま解消できなかったりする場合、いじめという手段で解消しようとすることがある。

家庭や児童福祉施設においても、例えばいじめ等の生活上の課題を抱えながら日々悩んでいるところが少なくないし、その様子や原因は、個々の事情によってさまざまである。

つまり、そのような生活上の課題とは、そうした子どもの解消されない自己葛藤から表出する1つの救援サインであるとみることができる。どのような子どもでも安定した関係性を保ちたいと願うだろう。しかし、その自己表現がうまくいかないと、とたんにバランスが崩れるのである。そうしたサインの意味を取り違えることなく、生活の場等を活用しながら、子どもの自己葛藤やストレスを解消する支援者の存在が必要である。

一方で、学年が進むにつれて、あきらめ感を募らせる子どもも少なくない。まわりの友だちから意識されることもなく、自分自身の存在そのものを否定してしまうこともあるだろう。

おそらく彼らは、これまで自分自身の存在を認めてもらおうと何度も試みてきた結果、ことごとく打ち砕かれ、あきらめ感を蓄積してきたのだろう。そうした子どもたちの感覚は、虚無感に近いものであり、その虚無感は、自己否定感にもつながるものである。自己否定感から自己肯定感に転換するきっかけが必要である。

子どもたちの自己肯定感を回復するということは、「児童の権利に関する条約」（1989年）でいうところの「子どもの最善の利益（第3条）」を確保するために「意見表明権（第12条）」を保障するということにもつながる。具体的には、安心して生活し、自己肯定感を回復するための力をつけることということである。子どもたちが自分自身の力で自立することができるように寄り添うことが必要であり、子ども家庭支援の重要な役割として認識される必要があるだろう。

2——子ども家庭支援の目的と機能

子ども家庭に関する多様で複合的な課題が指摘されるようになってきた今日、子どもや家庭を取り巻く社会的環境の変化を正確に捉え、的確な支援に結びつくように対応できる子ども家庭支援体制が必要とされている

したがって、子ども家庭支援とは、支援を必要とする子ども家庭にはたらきかけて、当該子ども家庭に必要な生活上の機能や役割が円滑に果たされるよう、また回復できるよう支援することを目的とする。

例えば、保護者にとっては、自らのライフサイクルにおける生活と子育てとのバランスのとり方が重要であり、そのために各種の子ども家庭支援サービスが提供され、専門職者の支援が必要とされるのである。そのようなバランスがとれてはじめて、子育てにかかわる喜びを実感できるのではないだろうか。

また、子ども自身にとっても、自らの発達を自らの力によって促すために多くのかかわりを必要とする。そのかかわりとは、子ども同士のかかわりであったり、保護者や他の大人、あるいは専門職者とのかかわりであったりするだろう。そのような環境条件の中で、自らの発達の喜びを実感できるのはないだろうか。

子ども家庭支援の目的を果たすためには、まず、家庭の構成メンバー同士のはたらきかけが必要とされる。しかし、抱える課題が大きいほど、家庭の構成メンバー同士のはたらきかけに限界が生じ、国や地方公共団体の公的支援を必